

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

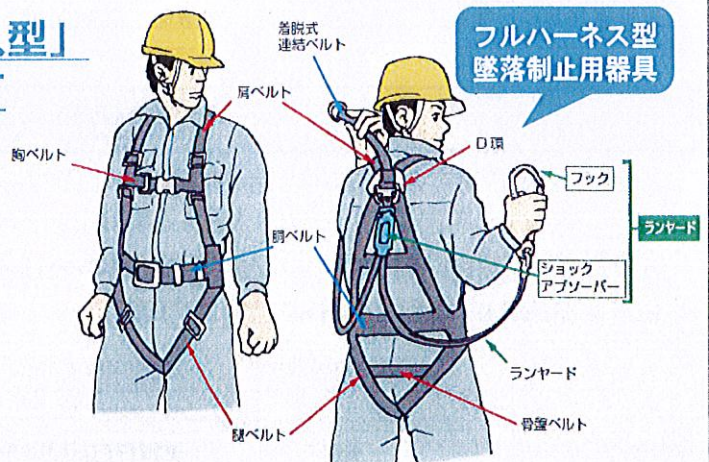
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者¹に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5ページ参照
2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降				
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月					
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)				
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)																
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×				
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)																
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間					製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)																

13次防『職場の安全&快適推進とくしま計画』のポイント

「労働災害防止計画」は、労働災害を減少させるために重点的に取り組む事項を定めた国の中期計画です。第13次防は2018年度から2022年度までの5年間です。

これを推進するために徳島労働局で策定したのが「徳島第13次労働災害防止推進計画」です。

現状と課題

労働災害による被災者数（2017年）

- ・死亡者数：8人
- ・死傷者数：839人（休業4日以上）

- 労働災害は長期的には減少しているが、近年は年間800人を超える状況でほぼ横ばい。
- 死亡災害は、依然として、建設業・製造業の占める割合が高い。

計画の目標

死亡者数

（全業種）

労働災害による死亡者を、2017年と比較して2022年までに**15%以上減少**させる。

（2022年に6人以下、5年間で34人以下）

（重点業種の目標）

- ・建設業（2022年に2人以下、5年間で13人以下）
- ・製造業（2022年に1人以下、5年間で7人以下）
- ・林業（2022年に死亡者0人）

ポイント

死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

- 建設業 墜落・転落災害等の防止対策が必要
- 製造業 施設、設備、機械に起因する災害等の防止対策が必要
- 林業 伐木等作業における安全対策が必要

死傷者数

（全業種）

休業4日以上の死傷者数を、2017年と比較して2022年までに**5%以上減少**させる。

（2022年に797人以下、5年間の年平均で800人以下）

（重点業種の目標）

- ・道路貨物運送業 2017年の57人より増加させない
- ・社会福祉施設 2017年の52人より増加させない

ポイント

労働災害の減少を目指して業種別・災害類型別対策を実施

- 上記3業種に加え、
- 道路貨物運送業 荷役作業時の墜落・転落災害等の防止対策が必要
- 社会福祉施設 転倒災害防止、介護機器等の導入促進、危険の見える化が必要

上記以外の目標

ストレスチェック制度

【目標】 2022年までに、規模50人未満の事業場においてストレスチェックを実施している事業場数を15%以上増加させる。

☆労働者数50人未満の事業場についてはストレスチェックの実施は努力義務となっていますが、メンタルヘルス対策の取組の一つとして積極的に実施しましょう。

☆ストレスチェックの集団分析結果を活用して職場環境の改善を進めましょう。

熱中症

【目標】 熱中症による死亡、重篤災害(休業1か月以上)を発生させない。

腰痛

【目標】 2022年までに、全業種における腰痛の発症者数を5%以上減少させる。

重点として取り組む事項

①死亡・重篤な労働災害の減少を図るための対策

建設業対策

- ✓ 足場、屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止対策を推進
- ✓ 関係機関との連携強化によるパトロールの実施
- ✓ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づく施策の実施

製造業対策

- ✓ 施設、設備、機械等の安全性向上によるはさまれ・巻き込まれ、切れ災害の防止
- ✓ 非常時作業時における機械の運転停止の厳守
- ✓ 安全衛生管理体制の整備・強化

林業対策

- ✓ 伐倒木による激突され災害の防止など伐木作業の安全化を推進
- ✓ 下肢を保護する防護衣の着用の徹底
- ✓ 安全教育の充実

②労働災害を減少させるための対策

転倒災害防止対策

- ✓ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」に沿った4S活動の励行、危険の見える化の促進

(中)高年齢労働者対策

- ✓ (中)高年齢労働者に配慮した職場環境の整備・改善の促進
- ✓ 取組や措置に関する好事例の収集と周知

道路貨物運送事業対策

- ✓ 荷役ガイドラインに基づく取組、保護帽の着用等基本的安全対策の徹底
- ✓ 荷役作業時の5大災害防止の取組

第三次産業対策

- ✓ 社会福祉施設、小売業、飲食店を中心として転倒災害の防止、腰痛予防対策の推進
- ✓ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底

③健康確保・職業性疾病予防対策

- ✓ メンタル、過重労働、化学物質、石綿対策などの推進

④疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援

- ✓ 両立支援ガイドラインの周知、企業の意識改革の促進

徳島労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署